

(6月8日～)、第4次：6万枚(6月30日～)。

※石綿濃度測定延べ100地点実施

- ⑦ 地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係12道県に対し要請するとともに、関係12道県の労働局あて通知(平成23年8月30日)。
- ⑧ 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、今後、集中的に実施される「地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事」で懸念される(i)墜落・転落防止等の一般的な安全対策や建築物の構造に応じた解体作業の対策、(ii)解体工事での石綿ばく露防止対策等を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知(平成23年8月31日)。
- ⑨ 今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われることに対応するため、(i)「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、(ii)①を円滑に設置・運営するための連絡会議の設置を岩手、宮城、福島の3労働局に対して指示するとともに、関係業界団体に対して要請(平成23年10月21日)。
- ⑩ 石綿ばく露防止対策として、被災地で環境省と連携の上、石綿濃度測定を実施して石綿の飛散状況把握に努めるとともに、石綿点検指導員の増員等を実施した。
- ⑪ 震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍の法定基準の周知について要請(災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍に関する建設業附属寄宿舍規程等の遵守等について、建設業団体に周知を要請するとともに、労働局あて通知)(平成23年7月11日)。

【図4：復旧・復興工事での労働災害防止対策】

復旧・復興工事での労働災害防止対策

背景・趣旨

- 被災3県を中心に生じた広範囲に亘る甚大な被害を**早期に復旧・復興させることが国家的な課題**
- 混在して行われる各種工事や、建設業に不慣れな労働者による就業に伴う**労働災害発生**の懸念
  - 東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害は、**死亡者24人、死傷者448人(平成24年1月7日現在)**
  - ※ 阪神・淡路大震災では、震災復旧工事における労働災害は、死亡者40人、死傷者944人
- 総理指示を踏まえ、「雇用確保」と「表裏一体」の関係にある**「労働者の安全確保に全力で取り組む」**ことが必要

**対策推進の基本スタンス** 震災復旧・復興工事の安全な実施に当たっては、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、**工事の進捗に合わせた対策をすきまなく、強力に推進**することが必要不可欠

具体的取組の進め方

